

(仮称) 大石田町太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に 対する山形県知事意見

1 全般的事項

- (1) 多くの環境影響評価項目について、「山形県環境影響評価技術指針」に定める具体的な手法が記載されていないなど、調査、予測及び評価の手法の記載が不十分であることから、山形県環境影響評価条例第 11 条に定める、改めて作成する方法書に記載すること。
- (2) 「(仮称) 大石田町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見 (平成 30 年 12 月 27 日付)」が、十分に反映された方法書になっていないことから、改めて作成する方法書に記載すること。
また、準備書には、方法書に対する知事意見への対応をきちんと記載すること。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、事業内容を具体的に示したうえで、各分野の専門家の助言を得ながら、最新の科学的知見や評価方法を採用し、基本的に定量的な手法を用いること。また、従来 of 想定を超える豪雨等の気象条件の影響も踏まえて行うこと。
- (4) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民に対し、丁寧な説明を行うなど誠意ある対応を行うこと。

2 事業計画について

- (1) 配慮書に対する知事意見においては、施設の設計にあたって、積雪を考慮した設計とすること、また、雪崩の発生に配慮した事業計画や、土砂災害の発生リスクを十分踏まえ、周辺民家や農地等に被害を及ぼさないよう事業計画を検討することを求めていたが、方法書において明らかになっていない。
このため、これらについて、改めて作成する方法書に記載すること。
- (2) 「工事用道路を検討する範囲」に存する既設の町道、林道、農道等については、狭隘であり、大型の工事用車両の通行は困難と考えられることから、工事用道路としての適性について調査し、明らかにすること。
また、これらの道路の使用を検討するにあたり、各道路管理者と協議し、必要な手続き等について把握すること。
- (3) 発電事業終了後は、発電施設の撤去及び再利用・処分を行うこととしているが、災害等で施設が使用できない状態になった場合においても、

施設の撤去等を確実に行うこと。

2 個別事項

(1) 大気環境について

① 工事中の大気質、騒音、振動に係る環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、工事関係車両の走行台数や走行時間帯等の運行計画を示すとともに、使用する予定の工事用車両の仕様及び数量を明らかにして実施すること。

また、現在設定している調査、予測地点は住居等から離れており、適当ではないと思われることから、地元自治体と協議のうえ再度検討し、改めて作成する方法書に記載すること。

② パワーコンディショナー等の稼働による騒音について、環境影響を調査、予測及び評価することとしているが、周辺住民生活へ多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、実際の設備の配置にあたっては、住居等との十分な離隔距離を確保すること。

また、予測にあたっては、最新の知見を踏まえても予測の不確実性が大きくなる恐れがあることから、既存の太陽光発電事業において、騒音に係る苦情が申し立てられている事例を調査したうえで、適切な環境保全措置を検討し、その検討結果を準備書へ具体的に記載すること。

(2) 水環境（水質）について

河川の水質の調査、予測及び評価の手法の記載が不十分であることから、改めて作成する方法書に、具体的かつ詳細に記載すること。

(3) 水環境（地下水）について

対象事業実施区域内には、地元住民が飲用水として利用している次年子簡易水道の水源があることから、工事による濁水や維持管理に伴う除草剤等による影響がないように、具体的な工事の内容や維持管理の手法を明らかにし、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 地形・地質（土地の安定性）について

① 地形・地質（土地の安定性）の調査、予測及び評価の手法の記載が不十分であることから、改めて作成する方法書に、具体的かつ詳細に記載すること。

② 対象事業実施区域は、「凝灰質粗粒砂岩^{ぎょうかいしつそりゅうさがん}」や「火山泥流^{かざんでいりゅう}」が広く分布しており、軟弱な地質となっている。また、春の雪解け水を起因と

する土砂崩れが頻繁に発生している区域である。このため、土地の安定性の予測にあたっては、地盤が特に軟弱であることを十分に考慮して実施すること。

(5) 光害（反射光）について

① 光害（反射光）の調査、予測及び評価の手法の記載が不十分であることから、改めて作成する方法書に、具体的かつ詳細に記載すること。

② 配慮書に対する知事意見において、ソーラーパネルの反射光による住民生活への影響に加え、農作物への影響について、調査、予測及び評価することを求めていたが、方法書に記載がないことから、改めて作成する方法書に記載すること。

また、低反射型のソーラーパネルの使用や遮蔽等の対策を検討するなど、環境への負荷低減に努めること。

(6) 植物、動物、生態系について

① 植物、動物の生育、生息の調査、予測及び評価の手法の記載が不十分であることから、改めて作成する方法書に、具体的かつ詳細に記載すること。

② 工事の実施により、大型哺乳類が山林に留まることができなくなり、住宅地の近隣や農地に出没する頻度が高くなり、生活環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、大型哺乳類の生息状況を調査し、その変化を予測すること。

また、調査にあたっては、クマの1日の移動範囲が数キロにも及ぶことを考慮のうえ、調査の手法を検討すること。

なお、改めて作成する方法書において、調査、予測及び評価の手法を記載すること。

③ 大石田町では、条例を定めギフチョウ、ヒメギフチョウの保護に取り組んでおり、その条例により採取・き損してはならないことになっている。このため、これを踏まえたチョウ類の具体的な調査方法について、改めて作成する方法書に記載すること。

また、「川前地区ギフチョウ・ヒメギフチョウ生息地」を対象事業実施区域に含めていないとしているが、「川前地区」以外でも広く生息が確認されていることから、専門家の助言を得ながら、調査、予測及び評価の手法を適切に設定し、改めて作成する方法書に記載すること。